

第30号議案

「外国籍の保護者のための入学前相談会&弁護士等専門家相談会」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

平成30年8月9日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2018年 7月3日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 文京区本郷7-3-1 東京大学
国際化教育推進室 原田研究室内
住所 (所在地) 特定非営利活動法人COMPASS
代表者名 むらかみゆみこ
村上 由美子
代表者連絡先 info.compass0815@gmail.com
(事務担当者) 03-5841-1724
原田麻里子



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義 を使用したく、申請します。

記

事業名	外国籍の保護者ための入学前相談会 & 弁護士等専門家相談会	
実施期間	2018年 11月18日 (日) から 2018年 11月18日 (日) まで (1 日間)	
実施場所	文京シビックセンター 4階 シルバーホール & 和室	
事業内容	目的	①小学校入学にむけて情報不足になりがちな外国籍の保護者への多言語説明や書類記入の手伝い等を行う。 ②同じ境遇の外国籍保護者が集うことにより、その後のネットワーク形成や、情報交換の場づくりにつながる事を旨とする。 ③同時開催として、日本で生活する外国人やその家族など、外国人特有の問題や悩みを抱える方々に対して無料で気軽に法律・育児 (調整中) ・日本語学習支援などの専門家に相談できる場を、多言語で提供する。これにより複合的な相談対応を可能とする
	内容	①小学校入学前の外国籍保護者むけ、多言語相談会 ②在留資格、婚姻、事故などについての法律相談や、子育て・進学相談、日本語学習支援などの専門家が対応。本事業の企画・運営・多言語通訳は 本団体及び東京大学留学生支援室等、連携団体のボランティアが担当。
	対象者	在住外国籍保護者と子ども (参加予定人員30人)
	参加費	無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	共催：東京都国際交流委員会 外国人支援ネットワーク/文京区 (申請中) 協力：文京多言語サポートネットワーク/ 東京大学留学生支援室	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない		

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業計画書

- 事業名： 2018年度 外国籍保護者のための入学前相談会 & 弁護士等専門家相談会
- 実施日： 2018年11月18日(日)
- 時間： 小学校入学前相談会 11:00-12:30(予定)
 弁護士等専門家相談会 13:30-16:00
- 場所： 文京シビックセンター 4階 シルバーホール & 和室
- 主催： 特定非営利活動法人 COMPASS
- 共催： 東京都国際交流委員会、外国人支援ネットワーク、文京区(申請中)
- 後援： 文京区教育委員会(申請中)
- 協力： 東京大学留学生支援室/文京多言語サポートネットワーク
- 内容： ①外国籍保護者のための入学前相談会(相談員2-3名・保健師(調整中))
 ②外国人のための専門家相談会…生活一般相談・弁護士相談・日本語支援相談・育児相談(調整中)
- 対応言語： 英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、タガログ語(予定)
- 企画： 特定非営利活動法人 COMPASS/文京多言語サポートネットワーク
- 運営： 特定非営利活動法人 COMPASS/文京多言語サポートネットワーク
 通訳協力…東京大学留学生
 *必要に応じ、東京都国際交流委員会外国人支援ネットワークより通訳の応援を得る。
- 予算： 相談員謝礼(6名分) 85,000円
 広告宣伝費 5,000円
 諸雑費(飲物・文具) 2,000円
 通訳協力者交通費 10,000円 合計 102,000円
 *弁護士謝礼2名分は、東京都国際交流委員会外国人支援ネットワークが負担。
- 広報手段： チラシを2,000枚印刷。
 区立幼稚園・小学校に在籍する外国籍幼児・児童を持つ保護者あてに広報
 区報に掲載、ぼらせんニュースに掲載
 配布先(区内)…区内の保育園、幼稚園、小学校、図書館、保健センター等区内施設
 (外国人関連施設)…日本語教室、教会、エスニック料理店、等

収支予算書 【2018年11月18日実施】

事業名：外国人のための専門家&子育て相談会

団体名：特定非営利活動法人 COMPASS

2018年6月19日

収 入		支 出	
東京都国際交流委員会 弁護士謝金補助	60,000	法律相談(弁護士) 謝礼@30,000×2名	60,000
団体会計より負担	42,000	労働相談(労働相談員) 謝礼@10,000×1名	10,000
		一般相談 謝礼 @5,000×2名	10,000
		入学前相談会 相談対応者謝礼	5,000
		広報費(チラシ発送等)	5,000
		諸雑費(飲み物代等)	2,000
		通訳交通費 1000×10人	10,000
計	102,000	計	102,000

特定非営利活動法人COMPASS定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人COMPASSと称し、略称をNPOコンパスとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷7丁目3番1号 東京大学国際センター 原田研究室内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、外国籍住民を対象とした交流及び支援の活動を通じ、多様な背景をもつ人々が違いを超えて互いに協力し合い、活気あふれる魅力的な地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 外国籍住民と日本人との交流
- (2) セミナー、研修、勉強会等の実施
- (3) 外国籍住民にかかわる相談等の支援
- (4) 外国にルーツを持つ子どもたちをサポートするための事業
- (5) ボランティア市民や団体のネットワークづくり
- (6) 調査、研究、出版、映像制作等の事業
- (7) 外国籍住民による自主的活動への支援
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同し、協力するために入会した個人

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上8人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べることを、又は理事会の開催の召集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更
- (4) 会費の額
- (5) 借入金に関する事項
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	栖	原	曉
理 事	飯	田	秀 夫
理 事	大 久 保	澄	子
理 事	斉 藤	陽	子
理 事	高 橋	真 奈 美	
理 事	原 田	麻 里 子	
理 事	元 波	甲 太 郎	
監 事	難 波		充
監 事	浜 島	良 枝	
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2009年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2009年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
個人：5,000円
 - (2) 賛助会員
個人：1口 5,000円（1口以上）
団体：1口 10,000円（1口以上）

附 則

- 1 この定款は、2011年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、2011年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、2011年11月21日から施行する。

役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿

2017年9月4日現在

特定非営利活動法人 COMPASS

	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無	役職名等
1	理事	村上由美子		有・ <input checked="" type="radio"/>	代表理事
2	理事	大久保澄子		有・ <input checked="" type="radio"/>	
3	理事	斉藤陽子		有・ <input checked="" type="radio"/>	
4	理事	原田麻里子		有・ <input checked="" type="radio"/>	
6	監事	難波 満		有・ <input checked="" type="radio"/>	
7				有・無	
8				有・無	
9				有・無	
10				有・無	

